

JICQA 登録マーク・ 認定シンボル使用規則



2024年4月1日

日本検査キューエイ株式会社

目次

1.目的.....	1
2.定義.....	1
3.マーク類の清刷.....	1
4.登録マーク.....	2
5.JAB 認定シンボル.....	3
6.ISMS-AC 認定シンボル.....	4
7.FSSC 認証ロゴ.....	5
8.マーク類の使用範囲及び使用期間.....	5
9.マーク類の表示対象.....	5
10.マーク類の表示方法.....	6
11.登録の有効期間満了後の取扱.....	6
12.本規則に違反した場合の処置.....	7
13.本規則の改訂と追補版.....	7
14.協議.....	7
付則.....	7

JICQA 登録マーク・認定シンボル使用規則

1. 目的

この登録マーク・認定シンボル使用規則(以下、本規則という)は、日本検査キューエイ株式会社(以下、JICQA という)の登録組織が、登録マーク、認定シンボル及び認証ロゴ(登録マーク、認定シンボル及び認証ロゴの三つを示す場合は、マーク類という)を登録の表明に使用する場合に順守すべき事項を定める。

登録組織は、本規則(改訂された場合は最新版)を順守し、定められた事項を誠実に履行しなければならないが、また、該当事項にあつては審査登録業務の終了後も適用する。

なお、本規則は審査基準として用いる。

2. 定義

2.1 登録マーク

JICQA が登録を認めた組織に交付する法的に登録または保護されたマーク。

2.2 認定シンボル

認定機関が審査登録機関を認定したことを示すために交付する法的に登録または保護された、もしくは別の手段で保護されたシンボル。認定機関によっては認定マークと称する場合があるが、JICQA では認定シンボルという。

2.3 認証ロゴ

スキームオーナーが審査登録機関の申請を受理し認証スキームのライセンスを交付したことを示すための法的に登録または保護され、かつ契約に基づき保護されたシンボル。

2.4 認定範囲

認定機関から認定された産業分野範囲。JICQA の認定範囲を **JICQA 審査登録の適用規格及び認定範囲(C510E02)**に示す。

2.5 清刷

特定の保存形式及び所定の解像度で作成された電子的画像データ。

3. マーク類の清刷

3.1 清刷の提供

- 1) マーク類の使用を希望する登録組織は、清刷の提供を申請すること。この申請は、JICQA のウェブサイトから行うことができる。
- 2) JICQA は、申請のあった登録組織に登録された適用規格に応じた清刷を提供する。
- 3) JICQA は、マーク類に変更があった場合は、既に清刷を提供した登録組織には新たな清刷を提供する。

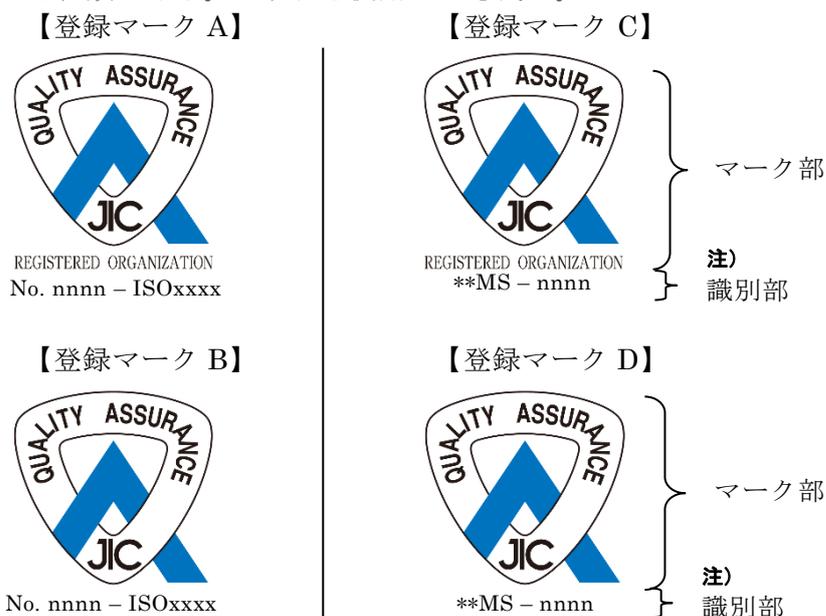
3.2 清刷の管理

登録組織は、清刷の保護及び漏洩防止のために、以下に従い、適切に管理すること。

- 1) マーク類への不正な外部アクセスに対する防御を図ること。
- 2) 提供された清刷を誤って紛失、消去または破損した場合は、JICQA に届け出ること。
- 3) 次について明確にし、JICQA が求めた場合はこれを示しうること。
 - (1) マーク類の用途
 - (2) 清刷の複製を提供した下請負業者
- 4) 清刷の複製を印刷物またはウェブサイト等の作成のために下請負業者に提供する場合は、本規則を順守し、適切に管理することを要求すること。
- 5) 清刷の複製を上記 4) の目的以外で他者に提供しないこと。
- 6) 旧版となった清刷は、復帰し得ない形で完全に消去すること。清刷の複製を下請負業者に提供した場合は、下請負業者に同様の処置を要求すること。

4. 登録マーク

登録マークは次の4種類がある。いずれを使用しても良い。



注) 「nnnn」は登録番号、「ISOxxxx」は規格番号、「**MS」は規格名称を示す。識別部は下表に従い表示すること。「登録番号」は、登録証に記載の登録番号を表示すること。

規格	登録マーク A	登録マーク B	登録マーク C	登録マーク D
	「登録番号-規格番号」で示す		「規格名称-登録番号」で示す	
ISO 9001	No. nnnn - ISO 9001		QMS - nnnn	
JIS Q 9100	No. Annnn - JIS Q 9100		AS-QMS - Annnn	
SJAC 9120	No. Vnnnn - SJAC 9120		AS-QMS - Vnnnn	
ISO 14001	No. Ennnn - ISO 14001		EMS - Ennnn	
ISO/IEC 27001	No. Innn - ISO/IEC 27001		ISMS - Innn	
ISO/IEC 27017	No. Unnn - ISO/IEC 27017		ISMS-CLS - Unnn	
ISO/IEC 27701	No. Knnn - ISO/IEC 27701		ISMS-PIMS - Knnn	
ISO/IEC 20000-1	No. Tnnn - ISO/IEC 20000-1		ITSMS - Tnnn	
ISO 45001	No. Hnnn - ISO 45001		OHSMS - Hnnn	
HACCP	No. HAnnn - HACCP		HACCP - HAnnn	
ISO 22000	No. Fnnn - ISO 22000		FSMS - Fnnn	
FSSC 22000	No. Rnnn - FSSC 22000		FSSC - Rnnn	
ISO 22301	No. Bnnn - ISO 22301		BCMS - Bnnn	
ISO 50001	No. Nnnn - ISO 50001		EnMS - Nnnn	
ISO 39001	No. Dnnn - ISO 39001		RTSMS - Dnnn	
ISO 9091	No. RPnnn - ISO 9091		RPM-QMS - RPnnn	

登録マークの表示色を次に示す。表示にあたっては、1, 2 いずれかの方法とする。

方法	マーク部	識別部	備考
1	△部を青色(DIC183 またはその近似色)、その他を黒色	原則として黒色	背景色との対比で見づらいなどの場合、反転表示することができる。
2	黒色	原則として黒色	

5. JAB 認定シンボル

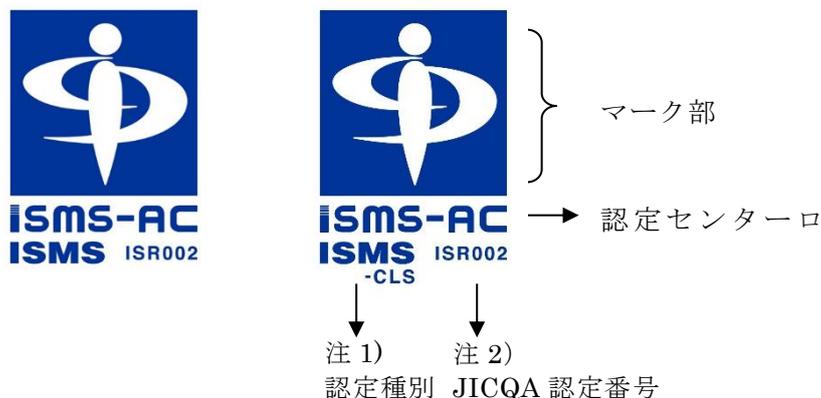


JAB 認定シンボルの表示色を次に示す。表示にあたっては、下表のいずれかの方法とする。

方法	A 部		B 部
	上部の図形の背景	内部の柄	
1	青色 1) 印刷物に使用する場合 マンセル 2.5PB 3.5/ 10、 大日本インキ KK DIC 579、 PANTONE 300C またはその近似色 2) ウェブサイトに使用する場合 印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値に変換した近似色	図形の背景との対比が明瞭な無地	黒色
2	青色に代えて、黒色、灰色、金色または銀色も可能	図形の背景との対比が明瞭な無地	黒色
3	<u>単色刷りの印刷物に使用する場合は、上記 2 に関わらず、認定シンボル全体を当該印刷で使用されている同一の色で表示も可能</u> (ただし、地色との対比が明瞭なこと)	<u>地色</u>	<u>図形の背景と同一の色</u>

6. ISMS-AC 認定シンボル

【ISMS の場合】 【ISMS-CLS の場合】



注 1)、注 2)

認定種別、JICQA 認定番号は、規格に応じて下表のとおり表示すること。

規格	認定種別	JICQA 認定番号
ISO/IEC 27001	ISMS	ISR002
ISO/IEC 27017	ISMS-CLS	ISR002

【ISMS 及び ISMS-CLS の両規格を登録し、かつ、両規格の登録範囲が同一の場合は、下記の認定シンボル一つで両規格の登録の表明をすることも可能】



ISMS-AC 認定シンボルの表示色を次に示す。

<p>1) 印刷物に使用する場合 プロセスカラーの場合 : C100% + M70% 特殊印刷色の場合 : DIC 220 ただし、指定色の使用が困難、背景色との対比で見づらいなどの場合、反転または他の色を使用することができる。</p>
<p>2) ウェブサイト、電子情報に使用する場合 WEB カラー-slider で指定の場合 : 003399 RGB カラーで指定の場合 : R=000, G=051, B=153</p>

7. FSSC 認証ロゴ



FSSC 認証ロゴの表示色を次に示す。

濃い緑色	Pantone 348 U: CMYK = 82/25/76/7, RGB= 32/132/85, #218455
薄い緑色	Pantone 348 U 40%: CMYK = 33/10/30/3, RGB= 166/205/187
濃い灰色	60% black: CMYK = 0/0/0/60, RGB = 135/135/135, #87888a
薄い灰色	K35%: CMYK = 0/0/0/35, RGB= 195/195/196

注記) FSSC 認証ロゴには、緑及び灰色共に濃い部分と薄い部分があるが、FSSC 財団の規定文書には、濃い部分のみの表示色が規定されている。薄い部分については規定されていないため、JICQA で解析した結果を示した。

なお、FSSC 認証ロゴを使用する印刷物またはウェブサイト等が全て白黒である場合、白黒で FSSC 認証ロゴを使用することができる。

8. マーク類の使用範囲及び使用期間

8.1 登録マークの使用範囲及び使用期間

登録組織は、登録範囲及び登録の有効期間においてのみ登録マークを使用すること。

8.2 認定シンボル、認証ロゴの使用範囲及び使用期間

登録組織は、以下に従い認定シンボル、認証ロゴを使用すること。

- ・登録範囲及び登録の有効期間において使用すること。
- ・登録証に表示された認定シンボル、認証ロゴに限り使用することができる。
- ・認定シンボル、認証ロゴが改訂された場合は、移行期限内に新しい認定シンボル、認証ロゴに移行すること。

8.3 マーク類使用の中止

登録組織は、次のいずれかに該当する場合は、マーク類の使用を直ちに中止すること。

- 1) 登録範囲が縮小された場合は、その縮小された登録範囲に対しての使用
- 2) 登録の一時停止となった場合は、その一時停止期間
- 3) 登録の取り消しとなった場合
- 4) 登録を辞退した場合
- 5) マーク類が改訂された場合、新しいマーク類への移行期限が過ぎ旧版となったマーク類
- 6) マーク類使用方法が、JICQA、認定機関またはスキームオーナーにとって受け入れがたいものであると JICQA、認定機関またはスキームオーナーが判断した場合

8.4 認定シンボル、認証ロゴの使用の中止 (JICQA の認定状況の変化による場合)

登録組織は、JICQA が次のいずれかに該当した場合は、認定シンボル及び/または認証ロゴの使用を直ちに中止すること。

- 1) JICQA が認定機関より認定の一時停止を受けた場合
- 2) JICQA が認定機関より認定範囲を縮小された場合 (ただし、これに該当する登録組織のみ)
- 3) JICQA が認定機関より認定を取り消された場合

9. マーク類の表示対象

登録組織は、以下に従い、マーク類を登録範囲に関してウェブサイト、名刺、パンフレットもしくは広告、または他の文書などのコミュニケーション媒体に表示することができる。

- 1) 名刺に使用する場合は、登録範囲の業務に従事する者に限定すること。
- 2) 登録組織及び/または登録範囲が限定されている場合は、登録対象となった組織及び/

または登録範囲を表示すること。

- 3) 登録範囲外の活動にも登録が及んでいると受け取られるような表示はしないこと。
- 4) JICQA 及び／または第三者評価制度の評価を損ない、または社会的信用を失墜させる
と受け取られる方法で使用しないこと。
- 5) 製品(サービスを含む)、プロセスが JICQA、認定機関またはスキームオーナーによっ
て承認されていると暗示するような方法を用いてはならない。
- 6) 消費者の目にとまる製品または製品の包装に用いてはならない。また製品の適合性を示
すと解釈される可能性のある他のいかなる方法も用いてはならない。以下に使用の可否
例を示す。

【使用可否例】

		製 品 注 1)	製品輸送時の 大箱等 注 2)	宣伝用パン フレット等
マーク類 の使用注 3)	注釈なし	否	否	可 注 5)
	注釈あり 注 4)	否	可 注 5)	可 注 5)

注1)有形な製品そのもの及び個別包装・容器充填された製品等。業種が試験・分析業務
の場合は、試験分析成績書等。

注2)ダンボール製の外装等で、通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの。

注3)文章だけによる事実の記載はこれに該当しない。

注4)例えば「〇〇株式会社〇〇工場の品質マネジメントシステムは、JICQA から ISO
9001 の認証を取得している」旨の明記。

注5)マーク類の実際の使用にあたっては、誤解を招くまたは登録範囲を逸脱すると考え
られるような使い方をしないよう、十分配慮すること。

- 7) ISMS-AC 認定シンボルは、場所（例えば、システム機器、事務室やコンピュータ室の
入口等）への表示はしないこと。また、場所に対して適合性を示すと誤解されるような
方法で表示しないこと。
- 8) **FSMS 及び FSSC** 登録組織は、次のものにマーク類の使用及び文章による登録の表明は
行ってはならない。
 - (1) 製品
 - (2) 製品ラベル
 - (3) 製品の包装(一次、二次、またはその他の形式を含む)
 - (4) 分析証明書または適合証明書 (CoA's または CoC's)

10.マーク類の表示方法

マーク類の表示方法を次に示す。

- 1) JICQA が提供した清刷を使用すること。
- 2) 登録マークは単独で表示することができるが、認定シンボル及び／または認証ロゴは登
録マークとともに表示すること。認定シンボル及び／または認証ロゴは登録マークの近
傍に置きそれぞれの関係が明確で、かつ識別できること。
- 3) マーク類は、各要素を一体の状態で使用し、分解またはそれらを組み替えて使用しない
こと。
- 4) 登録マークは、登録範囲の組織がわかるように表示するとともに、マーク部の下部に登
録番号及び規格を明記すること。
- 5) 地色との明瞭な対比をもたせて表示すること。
- 6) 清刷の解像度を低めるなど提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行わないこと。
- 7) 拡大、縮小する場合は、提供した清刷の比を維持し、これを変更しないこと。縮小する
場合は、各部が明瞭に識別できる範囲とすること。

11.登録の有効期間満了後の取扱

登録の取消または登録の辞退にあたっては、その理由の如何にかかわらず、次の処置をと
ること。

- 1) マーク類の使用を直ちに中止すること。
- 2) マーク類の表示物からマーク類を削除すること。
- 3) JICQA が提供した清刷を復帰し得ない形で完全に消去すること。清刷の複製を下請負業者に提供した場合は、下請負業者に同様の処置を要求すること。

12.本規則に違反した場合の処置

登録組織が本規則に違反した場合は、JICQA は当該組織に対して次の処置等を講ずる。

- 1) 是正処置の要求
- 2) マーク類の使用の禁止
- 3) 登録の一時停止または登録の取消し
- 4) 違反の公表
- 5) 法的処置

13.本規則の改訂と追補版

JICQA は、本規則を適宜改訂することがあり、その際は、速やかにその内容と JICQA が定めた発効日を JICQA ウェブサイト (<https://www.jicqa.co.jp/>) に掲載することにより、申請組織及び登録組織に通知する。改訂の発効にあたっては、登録組織が改訂された要求事項に対応するのに十分な時間を考慮する。申請組織及び登録組織は、本規程の最新版を管理すること。なお、JICQA は、改訂部分の適用対象となる申請組織又は登録組織が限定されている場合等に、当該改訂部分のみを定めた追補版を発行する方法により、本規則の改訂を行うことがある。この場合、当該改訂部分については、追補版の定めが本規則に優先して適用される。

14.協議

本規則に定めのない事項及び疑義については、登録組織及び JICQA の双方で誠意をもって協議のうえ、その解決にあたる。

付則

JICQA 登録マーク・認定シンボル使用規則(C510E07-R10, 2024-04-01)は 2024年4月1日より発効する。